

令和6年度 事業計画書

基本理念

ずっと住みたい町で共に支え合い
安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり



社会福祉法人
住田町社会福祉協議会

目 次

項 目	ページ
I. 基本方針	1
II. 重点項目	2
1. 法人運営の基盤整備	
(1) 組織体制の強化	2
(2) 研修事業の強化	3
(3) 連絡調整事業	3
(4) 普及・宣伝事業	3
◎ 職員研修計画一覧	4
2. 地域福祉事業の推進	
(1) おだげあさまのまちづくり	5
(2) やんべあに暮らせるまちづくり	6
(3) おもしろく暮らせるまちづくり	8
◎ 参 考	9
3. 在宅福祉活動の推進	
(1) 居宅介護支援事業所(ケアマネ)	11
(2) 訪問介護事業所	12
(3) 訪問入浴介護事業所	13
(4) 通所介護事業所(アンルス)	14
(5) 通所介護事業所(とだて)	15
(6) 認知症対応型共同生活介護(グループホームかっこう)	16
(7) 指定障害者福祉サービス事業	17
(8) 高齢者生活福祉センター事業	17

I 基本方針

当法人の現在の状況を踏まえ、介護事業の見直しや第2期住田町地域福祉活動計画最終年としての取り組みと、第3期計画の策定を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症については、5類感染症への移行後においても、地域福祉や介護事業所の在り方を考えながら、利用者やその家族、職員の健康を踏まえながら、流入の阻止、発生後の感染拡大防止の徹底を継続してまいりました。

どのような状況におきましても、その人に必要なサービスをしっかり見極め、地域福祉、介護保険事業が滞りなく提供できるよう今後も努めてまいります。

(1) 法人運営

現在の当法人の運営状況を踏まえ、経営の安定化に取り組んでいく必要があることから、「中期経営計画」の策定については、喫緊の課題解決を進めたうえで取り組んでいくことといたします。

また、新型コロナウイルス感染症への取り組みは継続が必要であり、その取り組みを行いながら法人内の様々な事業を展開してまいります。

三役会については定期的開催され、適切に情報が共有されましたが、企画委員会の開催が少なく、しっかりした法人運営のためにも適正に開催し、法人運営の基盤整備に努めてまいります。

(2) 地域福祉

総合相談事業の効率的で効果的な実施のため、地区公民館単位でのCSWの設置と合わせ、小さな拠点事業との連携を強めながら、地域課題解決に継続して取り組んでまいります。

また、今年度は第2期計画の最終年として、昨年までの取り組みを省みるとともに、昨年行った福祉座談会における地域の課題や要望などを踏まえ、令和7年度からの第3期計画の策定に取り組んでまいります。

(3) 介護保険事業

5類感染症に移行した新型コロナウイルス感染症については、高齢者などの弱者を利用者として活動する事業所であることから、その流入をできる限り抑えていく取り組みと、流入後の各事業所の臨機応変な対応を継続してきております。これにより感染被害を最小限に抑えられており、今後の有事の際の対応に活用できるものと捉えております。

介護を補うICTの有効活用、介護ロボットなどについては、有効に活用されており、利用者への安全安心なサービスの提供と職員の負担軽減に効果を感じているところであります。

介護人材の確保については、現在の職員の資格取得や研修参加を常に意識しながら、人材育成に取り組んでまいります。また、新規の人材の確保については、各事業所の状況を確認しながら取り組んでまいります。



II 重点項目

1 法人運営の基盤整備

法人の健全運営や事業経営の強化を図るため、関係各位との連携や意見交換を行いながら、適切に事業の見直しを進め、経営の強化を図ってまいります。

(1) 組織体制の強化

～会務の運営～

1) 理事会等の開催	事業を強化し地域福祉の推進を図るため、理事会を中心として法人運営を適正に行います。	① 理事会の開催 ② 評議員会の開催 ③ 三役会の開催 ④ 企画委員会の開催
2) 監査・会計相談の実施	事業の健全運営や透明化を図るため、監事による監査を実施します。 適正な会計処理が行われるために、税理士事務所による会計指導を実施します。	監査 四半期に一度、年4回 会計指導 2ヶ月毎の実施
3) 苦情解決への取り組み	本会が提供する福祉サービスに係わる住民や利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決委員会を実施します。	苦情解決第三者委員会の開催 定期開催年1回 開催を必要とする場合は随時
4) 運営状況の分析と業務改善に向けた取り組みの実施	各事業所管理者による運営状況の分析・評価と、業務改善等必要事項の検討を行います。 法律の規定への対応と職務規定、労務環境の見直しと改善	管理者会議の実施(毎月) 社労士相談の実施
5) 中期経営計画策定	長期的に安定した経営状態が保たれるよう、経営分析と業務分析を実施し、社協運営の根本的な見直しを図るため、策定が必要ですが、喫緊の課題解決を進めたうえで取り組みます。	職員の評価結果から改善に向けた経営計画の策定

(2) 研修事業の強化

～職員の資質向上～

1) 役職員研修	役職員の専門的知識や資質の向上を図り、組織の力を高めます。	①役員研修 ②職員研修(全体研修)③事業所別研修
2) 資格取得の推奨及び支援	業務上必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います。	<特に奨励する資格> 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等
3) 人事考課の導入	目的と達成感をもって職務に向き合えるよう、人事考課の導入を進める	① 使用する考課表の作成 ② 面接技法の研修 ③ 職員への周知

(3) 連絡調整事業

～ネットワークづくり～

1) 関係機関との交流及び情報交換	関係機関の主催する各種会議等へ出席し、関係強化を図ります。	小さな拠点づくり会議 地区民協会議等への参加
2) 助成等の情報提供	各種団体への情報提供を行い、申請あった場合は適切に対応します。	赤い羽根共同募金 他
3) 後援活動	関係団体が主催する社会福祉目的の各種事業・イベント等の後援を行います。	手をつなぐ育成会等

(4) 普及・宣伝事業

～情報の発信～

1) 「ふくしだより」の発行	社会福祉協議会の紹介、地域福祉に関する普及宣伝のために社協広報紙「ふくしだより」を発行します。	①ふくしだより 4回発行 ②福祉資金チラシ1回発行(全戸配布)
2) ホームページ、SNSによる情報発信	ホームページや Facebook が地域住民に活用され、より多くの方に社協を知っていただき、関わっていただけるよう強化して取り組みます。	① ホームページ、Facebookの更新随時 ② 内容の検討：見やすい画面、親しみやすい情報提供
2) 社協・介護保険事業所パンフレットの刷新	社協パンフレット、介護保険事業所紹介チラシの情報が古くなっているため、現状に合わせてリニューアルします。	① 社協パンフレットの刷新 ② 介護事業所紹介チラシの作成

○職員研修計画一覧

職員の資質向上を図るための職員研修会を実施します。

月	研修会名	備考
5月	職員研修(事業所別理念構築)	講師：職員
未定	役員視察研修	県・広域社協研修
8月	役職員研修	内容未定
10月	広域社協 役職員研修	広域社協連携にて実施
12月	交通安全研修会	講師：世田米駐在所
2月	職員研修会(検診事後指導等)	講師：産業医
その他	事業所ごと研修会、外部研修への積極的参加、階層別研修会	

【その他必要に応じて実施を予定している研修】

研修内容	備考
新任主任・管理者研修	講師：事務局長・介護保険課長
介護技術研修	講師：外部講師
岩手県認知症介護実践者・リーダー研修	介護事業所介護職員等
キャリアアップ研修	主任・管理者対象研修

【職員研修会等経費概要】

予算科目	予算額	説明
事業費支出	60,000	
諸謝費支出	60,000	
事務費支出	270,000	
旅費交通費	50,000	講師交通費、講師宿泊代
研修研究費	200,000	役員研修、職員研修の宿泊、交通費
印刷製本費	20,000	テキスト・資料印刷代
合計	330,000	

2 地域福祉事業の推進

第2期地域福祉活動計画の基本理念である

「ずっと住みたい町で 共に支え合い 安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり」
を目指し、事業を推進します。

また、令和7年度からの第3次地域福祉活動計画の策定に向けて取り組んでまいります。

(1) おだげあさまのまちづくり

①多様な住民ニーズを把握し、見守りやたすけあいができる地域づくりをすすめます

②ボランティアに参加するきっかけづくりと、地域のために活動できる人づくりをすすめます

事業名	事業概要	時期等	目標
総合相談事業【重点】	<総合相談窓口> 体調や介護、家計などの相談に応じる <地域福祉会議> 相談を情報共有しチームで対応	通年 週1回	相談件数 600件 年50回
◎地域福祉活動計画策定	第3期 福祉活動計画を策定		3月中に完成
◎福祉大会・大樹祭	福祉に貢献された方の表彰	11月3日	参加者400人
○ささえあい住民講座	困りごとを自ら発信し、助けあえる仕組の学習会を開催		大股 1回
○民生児童委員活動の推進	民協の事務局として福祉票の整備や日頃の見守り活動を支援し、有事の際は関係機関との連絡調整を行う	通年	ふれあいサロンの拡充
○小中高校生の福祉講座	地域創造学などで、子供のころから福祉への理解を深められるよう支援	依頼時	受講者40人
○ボランティア活動連絡会の支援	ボランティア活動が活発に出来るよう支援		歳末芸能祭 参加者400名
○ボランティア養成講座	町民やボランティア団体の勉強会を開催し、より多くの方がボランティアに関心を持ち実践できるよう支援	年1回	参加者30人
○すみたおたすけ隊	中高生とボラ連関係者が高齢者宅の窓拭きや雪かきを実施	年2回 7月、12月	参加者50人
○子育て応援事業	<住田の赤ちゃん応援事業> 出産のお祝いをすると共に、育児家族と民生委員や主任児童委員、社協職員が顔見知りになる機会をつくる <小学生入学祝い>名前入り鉛筆贈呈	生後4か月 くらい 入学式	申請者16人 出産届け時の他、健診時にもPR 新入生21人

(2) やんべあに暮らせるまちづくり

- ①制度の狭間を埋めるサービスの構築、地域を支える**体制づくり**をすすめます
- ②生活困窮者や生活課題を解決する**組織づくり**をすすめます
- ③災害に強い**町づくり**をすすめます

事業名	事業概要	時期等	目 標
○シルバー人材センター	60歳以上の方に登録していただき、経験と技能を活かした就労で、社会参加を推進。	通年	会員増員
○おたっしや移送サービス	公共交通機関の利用が難しい方の外出を支援。R4年度からは1台で対応	通年	ボランティア増員
○在宅介護者支援事業	<在宅介護者リフレッシュ事業> <認知症介護家族交流会> 在宅で介護している家族が、介護の問題を一人で抱えず、介護負担の軽減を図れるよう支援	各年1回	参加者10名以上
○おげんき見守り電話	毎日電話で、登録した一人暮らしの方の安否確認	毎日確認 月1訪問	事業PR 協力者と連携
○振り込め詐欺見張り隊	電話詐欺を防ぐための機器貸出 事業PR	通年	
○福祉用具レンタル事業	短期間の車イスやスロープの貸与 車イス点検	通年 貸出都度	
○成年後見推進事業	<相談窓口>相談や申立て支援 <町民後見人フォローアップ講座> <成年後見制度の周知啓発>	通年 年1回 年1回	申請1件
○日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある人の日常的な金銭管理や各種手続きを代行	月1～2回	
○生活困窮者自立支援事業	低所得や就労ができず困窮している家庭が自立できるよう支援	随時	
○生活福祉資金 ※詳細は 参考 参照	<総合支援資金> <福祉資金> <教育支援資金> 経済的な自立や生活意欲の向上を図るため、相談や資金の貸付を行う	通年	
○たすけあい金庫	急な資金不足に対して応急的な貸付を行い、生活の安定を図る	通年	完済2件

事業名	事業概要	時期等	目 標
○フードバンク事業	生活が困窮し、食料支援が必要な方へ企業や個人から提供された食料を無料で提供	年末・随時	食料提供ボランティア 10人
○法律相談所の開設	日本司法支援センターからの指定を受け、法律相談を実施	月 1 回	
○広報、HP、SNS	<福祉だより発行> <HPやSNSでの情報発信> 地域福祉やボランティア、社協活動について広く町民に理解を求め、社会福祉の増進を図る	年 4 回発行	全職員が記者HPの拡充
○赤い羽根共同募金運動	<共同募金・歳末たすけあい募金> 10月と12月に募金活動を行い、学校や団体、ボランティアが行う福祉活動に対して助成。また、困窮世帯に配分、地域福祉事業にも活用	共同募金 10月～3月	自動販売機や寄付付き商品などで募金額を前年度並み
○日本赤十字社岩手県支部住田分区	国内災害義援金、海外救援金の受付 町内の被災世帯へ救援物資を配布	通年	
○ひきこもり相談支援事業	<心café> <ひきこもり家族の集い> 窓口の周知、ニーズ把握、情報提供などで本人家族を支援。学校や行政、関係機関と連携	月 1 回 年 1 回	LINE での相談検討 PRチラシ作成
防災福祉マップ 作成事業【重点】	要援護者の見守りマップを作成することで、地域の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認を住民が理解し防災に役立てるよう支援	随時	PRの強化 未実施地区作成支援 マップ見直し
○福祉避難所の整備運営 避難所開設時の補助	関係機関と連携し、有事の際は福祉避難所を開所 町が避難所を開設した際、補助スタッフとして派遣できるよう協定締結	有事	運営訓練実施
○災害ボランティアセンター設置運営・派遣	災害が発生した際、関係機関と連携しボランティアセンターの設置運営 要請時は応援職員を被災地へ派遣	必要時	町と災害ボランティアセンター設置運営の協定締結

(3) おもしろく暮らせるまちづくり

①孤立する人を出さず人世代や障がいを超えて交流できる機会や居場所づくりをすすめます

②いつまでも元気に楽しく活動できる生きがいをづくりをすすめます

事業名	事業概要	時期等	目 標
○よりあいカフェ事業	誰でも気兼ねなく寄りあえるカフェを設置し、認知症、障がい者、ひきこもり者、高齢者の居場所づくりと共に、利用者やボランティアの生きがいを見出し、介護予防と社会参加を推進 <中心型カフェ> 3カ所 <地域型カフェ> 15カ所	週1回 月1、2回	未設置地域への設置支援
○老人クラブ活動の推進	老人クラブ連合会の事務局として、クラブ会員の健康や生きがいをづくり、ふれあい活動、社会奉仕活動を支援	通年	
○ふれあいサロン事業	高齢者の生きがいと孤独感の解消を目的に民生委員が開催するサロン事業へ助成金の交付や職員を派遣	通年	全地区開催
○障がい者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あゆっこの会 ・障がい者交流会 ・障がい者サークルへの支援 	年19回	参加者7人
○室内ゲーム用具貸与事業	社協所有の室内ゲーム用具を無料で貸し出し、子供会や地区の交流会に活用体を動かすと共に地域交流を支援	通年	事業PR
○リハビリテーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリサロン事業（事業対象者） ・健康ちょきん事業（一般対象） 	通年	町民の健康づくり支援や介護予防の推進
◎こども食堂支援事業	年代を問わず食を通じて交流し、子育て支援、食料支援、孤立予防、生きがいをづくりを行う事業への支援	夏休み・冬休み	年2回

○資金の種類と内容○

1. 総合支援資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間 最長1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・就職するまでの生活資金が足りない ・公共料金を滞納しており、ガス・水道等が止められるおそれがある ・就職を目指し技能習得したい 他
住宅入居費	40万円以内	
一時生活再建費	60万円以内	

2. 福祉資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
福祉費	対象経費により目安あり	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費が足りない ・技能資格をとりたい
緊急小口資金	10万円以内（無利子）	・結婚出産葬儀の費用が足りない 他

3. 教育支援資金（連帯借受人又は連帯保証人が必要－無利子）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
教育支援費	(高校)月35,000円以内 (高専・短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・短大、大学、専門学校等へ行きたい ・授業料家賃代通学定期代が足りない
就学支度費	50万円以内	・入学金、制服、等の購入費が足りない

○新型コロナウイルス特例貸付○

資金種類	貸付限度額	借入要件
緊急小口資金	(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合) 20万円以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。貸付は修了。R5年1月～順次償還開始。償還指導や相談支援継続。
	(その他の場合) 10万円以内	
総合支援資金	(単身世帯) 月15万円×3ヶ月以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯貸付は修了。R5年1月～順次償還開始。償還指導や相談支援継続。
	(複数世帯) 月20万円×3ヶ月以内	

3 在宅福祉活動の推進

(1) 居宅介護支援事業（ケアマネ）

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、必要なサービスを調整いたします。御家族や医療機関、関係機関、地域、民生委員などとも連携・協力を行います。

【支援方針】

一人ひとりの願いや意欲を大切にし、本人・御家族も「その人らしい暮らし」ができるよう、在宅での生活を支援します。

24時間連絡体制を整備し、主任介護支援専門員を配置。緊急や困難な事例にも対応出来るよう、質の高いケアマネジメントの実践を目指します。

【職員体制】

・ケアマネジャー6名（専従5名、兼務1名）（6名中4名が主任介護支援専門員）

推進項目	取り組み内容
1) 事業目標	ICTの活用と事業の効率化（テレワークやWEB研修の実施） スマートフォンの音声入力活用
2) 事業管理と業務の標準化	特定事業所としての業務体制確保（加算Ⅱ算定要件）
	各種マニュアルの定期更新
	業務継続計画（BCP）
3) 専門性の向上	研修会へ計画的参加（法定研修、スキルアップ研修）
	情報共有及びプラン検討の実施（週1回）
	事例検討会の実施・定例会議（月1回） ・他法人との事例検討会実施、参加
	スーパービジョンの実施、記録
4) 関係機関との連携	サービス担当者会議（本人、家族、サービス事業者：随時）
	地域包括ケア会議（隔月）・生活支援ケア会議（年2回）
	在宅医療連絡会議（地域包括支援センター主催）毎月
	気仙地区ケアマネ協会、研修会への参加（随時）
	地域連携連絡会議（大船渡病院主催：随時）
	包括支援センターとの連携
	ケア担当者会議（月3回）

(2) 訪問介護事業所（ホームヘルパー）

安心して自宅生活できるよう、専門的技術と知識をもって介護サービスが提供できるよう研修等を実施し、サービスの質を向上させていきます。なお、様々な感染症があっても感染予防対策を徹底し、利用者に必要なサービスを提供します。

【支援方針】

ご利用者様の心身の特性に応じた自立した生活を営んでいただけるように、生活全般にわたる援助と自立の可能性を最大限引き出す支援をモットーとしています。「ともに歩むあたたかい介護」を笑顔で提供いたします。

【特徴】

9割以上の訪問介護員が介護福祉士資格を取得しており、質の高いサービスを提供しています。職員間や他の関係機関と情報共有に努め、利用者に変化があっても必要なサービスを柔軟に提供します。

【職員体制】

職員数 17 名（正規職員 4 名、準職員 7 名、パート職員 4 名、嘱託職員 2 名）
サービス提供責任者 3 名配置

推進項目	取り組み内容
1) 事業目標	すべての利用者に良質なケアができるよう研修を行う
2) 事業管理と業務の標準化	職員定例会議の開催
	業務継続計画の作成（災害・感染症対策）
	ヒヤリハットや苦情の原因を再確認し、再発防止に取り組む
3) 業務効率の向上	個々のサービス手順書の見直し
	ICT を活用した業務改善の検討
4) 専門性の向上	ケース検討会の実施
	計画的研修会の実施（感染予防・虐待予防・認知症の理解等）
5) 関係機関との連携	サービス担当者会議（月 3 回）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療連絡会議（地域包括支援センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(3) 訪問入浴介護事業所

自宅で安心して入浴できるよう、関係機関との綿密な連携を図り、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供を行っていきます。

【支援方針】

「笑顔で信頼できる入浴車」を目標に、「安心・安全」にサービスを提供いたします。

医療依存度の高い方でも安心して利用いただけるように、体調等に合わせたサービスを提供いたします。

【職員体制】

- ・職員数 3名体制（正規職員9名、パート2名での兼務）
- ・介護福祉士 6名、看護師 1名、准看護師 1名

推進項目	取組内容
1) 事業目標	利用者の体調に合わせ、気持ちよく入浴が行えるよう適切なケアを行う。また看取り期の方は医療関係者と連携していく。
2) 事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（1回/月：通所介護合同）
	看取り期対応の受け入れ、研修を行う
	各事業継続計画(BCP)の定期的見直し
3) 業務効率の向上	担当職員間での業務見直し
	各種マニュアルの見直し
	毎日の必要物品の確認、車両の点検と年一回の専門業者によるメンテナンスの実施
4) 専門性の向上	計画的研修会の開催（1回/月：通所介護合同）
	外部研修への参加
	ケース検討の実施
5) 関係機関との連携	サービス担当者会議への参加
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議への参加（隔月）
	在宅医療連絡会議への参加（1回/月）
	実施報告書の提出とケアマネとの連絡調整

(4) 通所介護事業所（アンルス）

利用されている一人ひとりが意欲的に日常生活を送れるように支援します。また、利用者やご家族の身体的・精神的負担軽減が図れる柔軟なサービス提供を目指します。なお今年度はデイサービス統合に向けて取り組みます。

【支援方針】

楽しく社会交流し、心身の機能維持向上ができるようにサービスを提供します。

また、日常生活上の課題や介護の問題を見逃ごすことのないよう、家族やケアマネ、関係機関と連携して包括的に支援していきます。

【職員体制】

- ・職員数 15名（正規職員10名、準職員1名、パート職員4名）
- ・介護福祉士 6名、看護師 2名、社会福祉士 1名 社会福祉主事 5名、
作業療法士 1名 調理師 2名：兼務あり

推進項目	取組内容
1) 事業目標	利用されている一人ひとりに合わせた適切なケアを行う
	介護現場における生産性向上への取り組みの推進
	デイサービスの統合すすめる
2) 事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
	提供サービスの評価
	各事業継続計画（BCP）の定期的見直し
3) 業務効率の向上	各種マニュアルの見直し
	生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善
	LIFE フィードバックデータの活用
4) 専門性の向上	計画的研修会の実施（年10回）への
	外部研修の参加
5) 関係機関との連携	サービス担当者会議への参加
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議・在宅医療連絡会議への参加
	実績報告書の提出と介護支援専門員との連携

(5) 通所介護事業所（とだて）

利用者が楽しみを取り入れながら生活の活性化を図り、生きがいと役割をもって目的に合った過ごし方を自分自身で選択できるよう取り組みます。健康寿命を少しでも長く維持できるよう、ご家族の負担を減らしながら、共に毎日が笑顔で過ごせる事を目指します。

なお今年度はデイサービスの統合にむけて取り組みます。

【支援方針】

- ① 意欲向上につながる、小さな一歩を踏み出す。
- ② 自分らしい生活を送るための身体づくり。
- ③ 家族の負担が軽減し、当たり前の日常を送れる。
- ④ 思いやりと笑顔あふれる居場所づくり。

【職員体制】

- ・職員数 14名（正規職員9名、準職員2名、パート職員3名）
- ・介護福祉士6名、看護師3名、理学療法士1名、作業療法士1名、社会福祉主事4名、（兼務あり）

推進項目	取組内容
1) 事業目標	意欲向上につながる活動実施
	デイサービス統合の準備をすすめる
2) 事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	業務継続計画（BCP）見直し（感染症、災害時等）
3) 業務効率の向上	業務分担とマニュアルの見直し（職員間の情報共有と周知）
	請求事務、記録等の効率化
	科学的介護情報システム（LIFE）、加算の見直し
4) 専門性の向上	専門的な外部研修への参加（認知症研修・キャリアアップ等）
	事業所内研修・事例検討会の実施（毎月）
5) 関係機関との連携	ケア担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療連絡会議（毎月）

(6) 認知対応型共同生活介護（グループホームかっこう）

住み慣れた地域で、少人数の家庭的な雰囲気の中で、認知症高齢者であっても今まで培ってきた力を発揮し、自分らしく生活が送れるように日常生活上のお世話をいたします。

【支援方針】

日常生活の中でそれぞれの出来る力を見出し、お互いを認め合い支えあいながら安心して生活がおくれる居場所づくりを目指します。

【職員体制】

- ・職員数 10 名（正規職員 4 名、準職員 1 名、パート職員 4 名、夜間勤務 1 名）
- ・有資格 介護支援専門員 1 名、介護福祉士 6 名、社会福祉主事 2 名（兼務あり）

推 進 項 目	取 組 内 容
1. 事業目標	感染対策に取り組みながら、ご家族や地域方々との交流を図る
	転倒リスクを減らす
2. 事業管理と 業務の標準化	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
	各種マニュアルの更新（感染症対策、防災対策、緊急時の対応）
3. 業務効率の向上	業務の見える化を図る
	業務の効率化を図るためにケアパレットや見守りセンサーの有効活用
4. 専門性の向上	計画的研修会への参加
	事業所内勉強会（急変時の対応、認知症の特性と対応方法等）
5. 関係機関との連携	運営推進会議の開催（年 6 回）
	身体拘束検討委員会（3 か月に一回）
	在宅医療連絡会議（毎月）
	土砂災害想定避難訓練、火災・地震想定避難訓練、夜間想定避難訓練
	入所判定委員会、医療関係機関との連携会議（随時）

(7) 指定障がい者福祉サービス事業

<居宅介護（ホームヘルプサービス）>

障害者総合支援法に基づいて、障がいをお持ちの方の能力に応じて安心して自立した日常生活を営む事が出来るよう、訪問介護計画書に沿って入浴・排泄・食事介助などの身体介護や日常生活に必要な家事援助等のサービスを提供いたします。

【職員体制】 サービス提供責任者 1 名、介護保険事業の訪問介護員が兼務（17 名）

事業名	内 容	備 考
1) 居宅介護事業	<ul style="list-style-type: none">・ご自宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介護を行います。・障がい者手帳を持っている 65 歳未満の方が対象となります。（身体・精神・知的障がいなど）・身体拘束廃止のマニュアル見直しと取り組みを行います。	令和 5 年度 利用者数 9 名

(8) 高齢者生活福祉センター事業

町からの委託を受け、ひとり暮らし高齢者で冬季間自宅での生活が困難な方々を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的としております。

【職員体制】 居住担当職員（アールス兼務）1 名：入所の手続き、宿日直者の配置等を実施
居住支援員（日中）、宿直者（夜間）は社協職員が兼務にて担当

事業名	内 容	備 考
1) 高齢者生活福祉センター 居住部門	<ul style="list-style-type: none">・高齢等のため冬季間居宅において生活することに不安がある方に対し、必要に応じ住居を提供すること。・入居対象者は身の回りのことが自立して行える一人暮らしの高齢者、あるいは高齢者夫婦等	判定会議において入居が決定されます。